

埼玉県特別栽培農産物認証マーク使用要領

第1 目 的

この要領は、埼玉県特別栽培農産物認証要綱（以下、「認証要綱」という。）第11の規定に基づき、埼玉県特別栽培農産物認証マーク（以下、「マーク」という。）の使用について必要な事項を定める。

第2 マークの仕様

- (1) マークのデザイン、色及び縦横の比率等については、別表のとおりとする。
- (2) マークの使用者は、マークをみだりに改変して使用してはならない。

第3 マークの使用申請及び承認

- (1) このマークの使用を希望する者は、「様式1 埼玉県特別栽培農産物認証マーク使用申請書」により、所轄の農林振興センターに申請しなければならない。
- (2) (1)の申請の時期は、マークを表示しようとする特別栽培農産物の認証申請と同時、又はそれ以降とする。
- (3) 申請を受けた農林振興センター所長は、内容を審査の上、本要領に適合していると認めた申請について、「様式2 埼玉県特別栽培農産物認証マーク使用承認書」によりマークの使用を承認する。
- (4) また、農林振興センター所長は、マークの使用状況を把握するため、マークの使用承認の内容を記載した台帳を整備する。
- (5) 農林振興センター所長は、マーク使用の承認を受けたものがこの要領に違反した場合は、第9に定める措置を講ずることができる。

第4 マークの使用期間

マークの使用期間は特に定めないものとする。使用状況に著しい変更が生じた場合は、改めて使用承認を受けることとする。

第5 マークの表示条件

認証要綱により認証された特別栽培農産物でなければならない。

第6 マークの使用料

マークの使用料は、無料とする。

第7 マークの表示方法

マークを使用する際には、農産物の出荷容器、包装資材等への印刷やマークを印刷したシールの貼付などにより、消費者等に分かりやすい表示に努めるものとする。

第8 使用者の義務

マークの使用者は、農林振興センター所長から要請がある場合は、マークを印刷したシールの貼付などにより、消費者等に分かりやすい表示に努めるものとする。

第9 マークの適正使用

マークを表示するものがこの要領を遵守せず、不正に使用した場合には、次の必要な措置を順次講ずることとする。




- 一 警告
- 二 使用承認の取り消し
- 三 使用者名の公表

附則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 元気満彩マーク使用要領（平成16年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この要領の施行前に認証された特別栽培農産物であっても、このマークを使用できるものとする。
- 4 元気満彩マークは、経過措置として平成21年9月30日まで、本要領に準じて使用できるものとする。
- 5 この要領は、平成25年8月30日から施行する。
- 6 この要領は、令和2年11月30日から施行する。

別表 マークの表示例

【標準使用例】

項目	内容																								
マークの形																									
マークの大きさ	<p>横 3 c m 以上 縦横の比率は 3 : 4</p>																								
色指定	<p><カラー版></p> <ul style="list-style-type: none"> ・背景四角部分：グリーン（C30%、Y100%） ・左部四角部分：レッド（M100%、Y100%） ・文字「埼玉県が認証しています」：白ヌキ ・右側文字「特別栽培農産物」：ブルー（C100%、M50%） ・下側文字（「埼玉県のマスコット コバトン」）：ブラック（B100%） ・コバトン <div style="display: flex; align-items: center;">  <table border="0"> <tr> <td style="width: 20px; height: 15px; background-color: black; margin-right: 5px;"></td> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>ブラック K100%</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 15px; background-color: #9999cc; margin-right: 5px;"></td> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>DIC2217(Part II 2 版) C20% M20%</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 15px; background-color: #cc6633; margin-right: 5px;"></td> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>DIC2524(Part II 2 版) C20% M50% Y80%</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 15px; background-color: #ffcc33; margin-right: 5px;"></td> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>DIC166(Part 16 版) M20% Y100%</td> </tr> </table> </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><モノクロ版></p> <ul style="list-style-type: none"> ・背景四角部分：アミ 20%(B20%) ・左部四角部分：アミ 70%(B70%) ・文字「埼玉県が認証しています」：白ヌキ ・右側文字「特別栽培農産物」 ・下側文字「埼玉県のマスコット コバトン」 ・コバトン <div style="display: flex; align-items: center;">  <table border="0"> <tr> <td style="width: 20px; height: 15px; background-color: black; margin-right: 5px;"></td> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>ブラック K100%</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 15px; background-color: #cccccc; margin-right: 5px;"></td> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>アミ 10%</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 15px; background-color: #999999; margin-right: 5px;"></td> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>アミ 40%</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 15px; background-color: #666666; margin-right: 5px;"></td> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>アミ 60%</td> </tr> </table> </div>		}	ブラック K100%		}	DIC2217(Part II 2 版) C20% M20%		}	DIC2524(Part II 2 版) C20% M50% Y80%		}	DIC166(Part 16 版) M20% Y100%		}	ブラック K100%		}	アミ 10%		}	アミ 40%		}	アミ 60%
	}	ブラック K100%																							
	}	DIC2217(Part II 2 版) C20% M20%																							
	}	DIC2524(Part II 2 版) C20% M50% Y80%																							
	}	DIC166(Part 16 版) M20% Y100%																							
	}	ブラック K100%																							
	}	アミ 10%																							
	}	アミ 40%																							
	}	アミ 60%																							
文字の字体	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別栽培農産物」：モリサ新ゴシック B オープンタイプ ・「埼玉県が認証しています」：フォントワークススーラ B オープンタイプ ・「埼玉県のマスコット コバトン」：モリサ中ゴシック BBB オープンタイプ 																								
備考	<p>・マークのデザインについて、印刷の都合上グラデーション（アミかけ）が使えない場合などは、単色線画での表記も可能とする。それ以外の変更については、所管の農林振興センター及び農産物安全課で協議し、問題がないと判断した上で使用可とする。</p>																								